



コーポレート・ガバナンスの発展に向けて ~非業務執行役員に関する議論を中心に~

わが国のコーポレート・ガバナンスについては、近年、会社法、金融商品取引法、証券取引所規則による 規律強化がはかられてきているが、最近も不祥事事案があり、海外投資家の一部に存在する根強い不信 感を払拭するには至っていない。

今秋の臨時国会に上程される会社法改正法案への対応を控え、また、近時の株主総会における議決権行使 の状況もふまえれば、企業価値向上に向けた非業務執行役員の活用など、コーポレート・ガバナンスの 発展に向け、各企業の自主的な取り組みがますます必要となっている。

コーポレート・ガバナンス くり返される法・制度改正

コーポレート・ガバナンスとは、企業の不正 行為を防止すると同時に、収益力や競争力を高 め、企業価値を向上させる企業経営の仕組みで ある。近年、コーポレート・ガバナンスの議論 が行われる際に特に大きな争点となっているの は、非業務執行役員、とりわけ社外取締役に関 する議論である。

わが国では、近時の企業法制や取引所規則の改

正によって、コーポレート・ガバナンスのルー ルが整備され、企業の内部昇格者だけでなく、 社外の目線で経営を監視する体制も整備されて きた(表1)。具体的には、2001年の商法改正に おいて、監査役会設置会社では監査役の半数以 上を社外監査役とすることが義務付けられた。 2002年には、取締役会の中に社外取締役を中 心とした指名・監査・報酬の3委員会を設置す る委員会設置会社制度が導入され、ガバナンス の機関設計は同制度と監査役会設置会社制度と の選択制となった。また、2009年には、東京

証券取引所の規則によって、上場会社には1名 以上の独立役員(一般株主と利益相反が生じる 恐れのない社外取締役または社外監査役をい う)を確保することが要求されている。このよう な一連の改正によって、監査役会設置会社や委 員会設置会社といった大会社には、複数の社外 役員が選任され、業務執行の監督が行われるよ うになっている。

ところが、こうした一連の取り組みにもかか わらず、国内外からは、「(社外監査役ではなく) 社外取締役の導入を義務付けるべきである」と いう声が後を絶たない。2010年4月から2012 年8月まで開催された法制審議会会社法制部会 においても、「企業に社外取締役を義務付ける べきか否か」が最大の争点となり、委員の意見 が激しく対立した。

会社法制の見直しにおける新たな規律

この社外取締役の選任の義務付けに関しては 反対の声があがり、結論として義務付けは回避

されたものの、社外取締役に関しては新たな規 律が設けられることとなっている。

2012年9月に法制審議会から法務大臣に答 申された「会社法制の見直しに関する要綱」に 関連しては、3点の見直しが行われることとさ れた。

1点めとして、社外取締役を選任しない場合の 説明責任が設けられる。監査役会設置会社(公 開会社であり、かつ、大会社であるものに限る) のうち、金融商品取引法の規定により、その発行 する株式について有価証券報告書を提出しなけ ればならない会社には、社外取締役が存しない 場合、社外取締役を置くことが相当でない理由 を事業報告の内容とすることとした。2点めとし て、証券取引所規則において取締役である独立 役員を1人以上確保するよう努める旨の規定を 設ける必要がある、との附帯決議を行っている。 さらに、3点めとして、現行の監査役会設置会 社制度と委員会設置会社制度の2制度に加えて、 「監査・監督委員会設置会社制度」を創設するこ ととしている。

〈表1 コーポレート・ガバナンスに関する近年の主な制度改正〉

年	日本		米国	備考
2001	会社法(商法)	大会社について、監査役の半数以上を社外監査役と することを義務付け。		エンロン事件
2002	会社法(商法)	委員会設置会社制度が導入され、監査役会設置会社 との選択制になる。	サーベンス・オクスレー法(SOX法)制定。 →すべての上場企業に監査委員会を 設置すべきこと等を強制。	ワールドコム事件
	東証ルール	四半期財務・業績情報の開示を義務付け。 (2004年4月1日以降の事業年度から)		
2005	会社法	大会社について、内部統制の構築に係る規律を明文化。		
2006	金融商品取引法	四半期報告書と内部統制監査制度を導入。		
	東証ルール	コーポレート・ガバナンス報告書の提出・開示を開始。		
2008				リーマン・ショック
2009	東証ルール	上場会社に対して1名以上の独立役員確保を要求。		
2010	会社法	法制審議会会社法制部会が会社法制の見直しに関する議論を開始。	ドッド・フランク法(DF法)制定。 →すべての上場企業に報酬委員会を 設置すべきこと等を強制。	
2012	会社法	法制審議会が「会社法の見直しに関する要綱」を答申。 社外取締役の選任の義務付けは見送りとなったが、 新たな規律が設けられる。		



コーポレート・ガバナンスの発展に向けた考え方 ~第1次報告書~

日本企業のコーポレート・ガバナンスを 取り巻く最近の状況

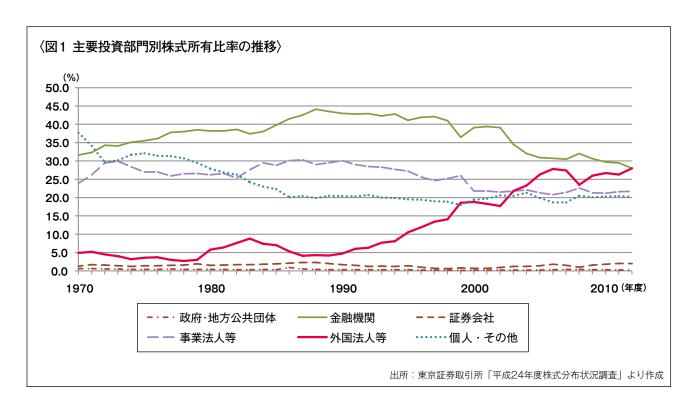
法制審議会の答申にもとづく会社法改正案は、今 秋の臨時国会に上程が予定されている。各企業は、 法改正後のガバナンス構築へ向け準備を進めつつあ るが、コーポレート・ガバナンスを取り巻く状況は、 法改正だけにとどまらない。

現在、わが国の上場企業のコーポレート・ガバナン スに非常に強い影響力を及ぼす存在として、日本株 を所有する外国人投資家による議決権行使があげら れる。日本の株式市場における外国人投資家の所有 比率は、リーマン・ショック等による一時的な下落を 除けば、一貫して上昇を続けており、2012年度には、 国内金融機関の所有比率に並ぶ28%に達した(図1)。

欧米の議決権行使助言会社は、その外国人投資家 の株主総会における議決権行使に大きな影響力を 持っている。助言会社の策定する基準が、国内の法 改正を先回りする形で、実質的な規律強化という影 響を企業に与えているのである。世界最大の議決権行 使助言会社であるISS (Institutional Shareholder Services Inc.) が策定した「2013年日本向け議決 権行使助言基準」では、社外取締役が一人もいな い場合、経営トップである取締役の選任に反対する ことを推奨した(表2)。その結果、2013年6月の株 主総会シーズンには、社外取締役を選任しない企業 の社長選任議案への賛成率が80%を下回る例が発 生した。

このように、企業にとってのコーポレート・ガバナ ンスとは、法律や規則に定められた体制を構築する だけにとどまらず、海外も含めたステークホルダーと 対話しながら、自主的に改善の取り組みを継続的に 行うことがますます重要となっている。

関経連としては、社外取締役の選任義務付けにつ いては、真にガバナンスの向上につながるか不明確 であるとして反対の立場に立っている。法制審議会





で会社法制の見直しが議論されるなかで2011年12月 に実施された中間試案に対するパブリックコメントに 関しても、当会は反対意見を提出した。

一方、当時、大企業における大きな不祥事事案が 報道され、また、海外からもわが国企業のコーポレー ト・ガバナンスに関する不信感が表明されていた。そ のことをふまえ、ただ反対を唱えるのではなく、経済 界として自主的に、コーポレート・ガバナンスを発展 させていくための基本的な考え方を明らかにし、自ら 不断の改善努力を重ねていくことが必要ではないか との認識に至った。

そこで、2012年11月、企業経営委員会(当時)(委 員長:和田勇・積水ハウス会長兼CEO)のもとに、 企業の法務・監査部門、経営企画部門、IR部門か ら派遣された幹部で構成する「コーポレート・ガバ ナンスに関する研究会」を設置。法曹界や大学から アドバイザーを迎え、約半年にわたる議論の末、本 年7月に「コーポレート・ガバナンスの発展に向けた 考え方~第1次報告書~」を発表した。以下にその 概要を述べる。

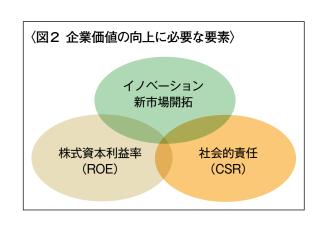
持続的な企業価値の向上こそ 企業発展の基本

そもそもコーポレート・ガバナンスの目的とは何か。 本報告書においては、「持続的な企業価値の向上に向 けた企業経営の仕組みをいかに構築していくかとい うこと」と定義している。

株主資本利益率(ROE)のような成果主義を否定 するものではないが、短期的な視野のみに陥るので はなく、イノベーションや新市場開拓のような将来へ の投資、また、企業の社会的責任(CSR)にも配慮し たバランスのとれたガバナンスを構築しなくては、企 業が持続的に発展することはできない(図2)。

そこで、わが国の企業においては、中長期的な視 点に立って、経営者と従業員が一体感を持って持続 的な企業価値の向上に取り組むという日本的経営の 特徴を生かしながらも、海外の投資家も含めた多様 なステークホルダーから理解の得られる公平で透明 性のあるコーポレート・ガバナンスを構築するよう、 改善努力を積み重ねていくことが大切である。

リーマン・ショックの後は、海外機関投資家の主な 関心も、より長期的な企業価値の向上に向いており、 短期的にROEを向上させることだけに固執せず、持 続的な企業価値の向上をめざす方向にシフトしてい るといわれている。とはいえ、海外においては、コー ポレート・ガバナンスの目的は、株主利益の最大化 であり、経営者がいかに株主の利益に沿った行動を とるかがガバナンスのテーマとなっている。その点で は、ステークホルダー全体の利益を追求すべきとす る日本の考え方とは異なっている。



〈表2ISSによる2013年日本向け議決権行使助言基準(取締役・監査役選任についての主な基準を抜粋)〉

取締役選任	下記のいずれかに該当する場合は、原則として反対を推奨する。 ・総会後の取締役会に社外取締役が一人もいない場合、経営トップである取締役 ・親会社や支配株主を持つ会社において、ISSの独立性基準を満たす社外取締役が2名未満の場合、経営トップである取締役 ・前会計年度における取締役会の出席率が75%未満の社外取締役 等	
監査役選任	下記のいずれかに該当する場合を除き、原則として賛成を推奨する。	



監査役制度の情報発信強化

日本における大会社のガバナンスの機関設計のタ イプとしては、先に述べたとおり、監査役会設置会 社と委員会設置会社が存在するが、現在、東証上 場会社の97.8%は、監査役会設置会社である。こ の監査役会設置会社は、日本独自の制度であり、ま た、海外からは、監査役には取締役会における議決 権がないことを理由に、監査役だけでは監督機能と して不十分であるとして社外取締役による監督を望 む声が強い。

監査役制度については、1974年以降の一連の商 法(2006年以降は会社法)改正を通じて、監査役の 権限と独立性を強化してきた。監査役は、取締役会 において必要に応じて発言することができる上に、 取締役の善管注意義務に反する業務執行を単独で 差止請求する権限を持ち、監査報告書への意見の 記載を通じて株主に対して直接その意見を開示する ことができる。また、任期は4年で、解任のために は株主総会の特別決議が必要である。

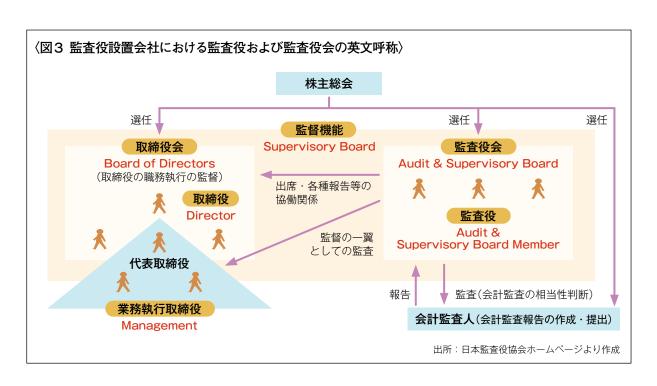
こうした法改正をふまえれば、監査役による業務 執行への監督機能は十分に強力であり、その実績か らしても、わが国のコーポレート・ガバナンスの発 展に大きく寄与してきたといえる。

特に、監査役会設置会社では、取締役会と監査 役会がともに監督機能を発揮し、ガバナンスの役割 を果たしている。取締役の業務執行が適正に行われ ていることについては、取締役会だけでなく、監査 役も関与して監督を行い、株主への説明責任を果た すことにより、企業価値を維持・向上させていると いえる。

ただし、監査役が経営監督の機能を発揮している という実態に関しては、その情報発信が必ずしも十 分でないため、特に海外の投資家からは理解されに くいところがある。

これに対し、日本監査役協会では、監査役の英 文呼称を改め、監査役会が取締役会と協働して監 督機能(Supervisory)の一翼を担っていることを明 確化している(図3)。また、監査役の実態・効用をよ り理解してもらうため、英語での説明や図をもって視 覚に訴えるなど、説明に工夫をしていく方針である。

このように、監査役制度については、海外へ向け て、これまで以上にわかりやすく情報発信し、丁寧 に説明していくことが必要である。日本監査役協会 を中心に、関係省庁や経済団体が連携して、より一 層の情報発信に努めることが求められる。



企業価値向上のための 社外取締役の活用

東証上場企業のうち、2012年9月現在、54.7% の企業において、すでに社外取締役が選任されてお り、監査役会設置会社に限っても53.7%の企業で選 任されている。

監査役会設置会社においては、法制で義務付け られていないにもかかわらず、過半の企業において 自主的に社外取締役が選任されている。そのことか ら、日本企業が社外取締役の意義そのものを否定 しているわけではなく、自主的なコーポレート・ガ バナンスの発展のための有用な手段の一つとしてと らえていることがうかがえる。実際に、社外取締役 を選任している企業からは、社外取締役の業界常 識の枠を超えた多様な知見・判断を経営に活用し、 企業価値の向上をはかることができるといった声が ある。

また、企業経営がグローバル化するなか、人材の 多様化(ダイバーシティ)という観点は、ますます重 要となっている。女性や外国人の登用も含めて、役 員構成を多様なものにするという点でも、社外取締 役を選任することには意義がある。

一方で、欧米のように、一般株主のために業務

執行をモニタリングする監督機能としての社外取締 役の活用ということについては、その実効性に懐疑 的な意見もある。社外取締役の選任については、 監督機能よりむしろ、その知見や判断を企業価値の 向上に活用できるかどうかという視点において、そ の要否が十分に判断されるべきである。社外取締 役が実効的に機能するためには、企業価値を高め るのに適切な資質を持ち、その企業のために十分な 時間と情熱を割くことのできる人物を招かなくては ならず、また、実際に活躍してもらうためには、企 業の内部情報提供などのサポート体制を整備する ことも必要である。

それらのことを考慮すると、法律や取引所規則な どによって一律に選任を義務付け、多くの企業で形 式的に社外取締役を導入するようなことになれば、 本来、社外取締役に期待される役割と実際に果たし 得る役割とのギャップが大きくなる恐れがある。実 際、国内外を問わず、社外取締役を招いておきなが らも実効性を伴わなかった例は存在している。

したがって、最も重要なことは、各企業が持続的 な企業価値の向上に向けて、ステークホルダーと対 話しながら自主的に最適なコーポレート・ガバナン スを構築していくことなのである。

(経済調査部 奥谷勝昭)

コーポレート・ガバナンスに関するシンポジウムを開催

企業法制委員会では、9月17日(火)、経済産業省お よび日本監査役協会の後援を得て、コーポレート・ガバ ナンスに関するシンポジウムを開催した。会社法制の 改正を控え多くの参加が予想されたなか、当日の出席 者は400名を超え、関係者の関心の高さがうかがえた。

シンポジウムでは、日本の企業統治を育んできた監 査役制度を世界にPRするとともに、海外機関投資家 から求められている社外取締役についても、有効に活 用することで、企業価値を高めることができるのでは という意見が出された。また、外形的で一律な規制に よってガバナンスを構築するのではなく、ステークホ ルダーとの対話をふまえ、企業が自主的に仕組みを構 築しなければ、実効性は伴わないであろうとの議論も あった。

